

厚生労働省は医師が患者に渡す処方箋を電子化し、紙での作成・保存を不要にする。処方した薬の情報をサーバーに蓄積し、インターネット上で本人を確認する。患者は処方される薬の情報自分で保存、整理すれば、紙の処方箋はいらないくなる。薬局側がICカードなどで個人を確認し、サーバーを通じて医師や薬剤師、患者が共有できるようになる。過剰な診療や処方を減らし、医療費の圧縮につながるとみている。

2年後をメドに関係省令を改正し、まずは地域のネットワークの構築を目指す。患者は現在、紙に打ち出された処方箋を病院で受け取った後、好きな薬局に持ち込んで薬を処方化によるネットワークへ蓄積しやすくなり、薬の使用歴をスマートフォンなどで自己管理ができるようになる。

今後2~3年かけて処方箋の複数使用を回避するための技術や個人情報のシステムを想定しているが、遠隔治療に役立つり、過剰な診療処方を発見したりするには、全

## 医師・患者・情報共有

省後労3年後 厚2

を守るシステムなどの検討を進める。過疎地の診療所などの負担も考え、義務付けはしない。厚労省はまず地域ごとにシステムを想定してい

るが、遠隔治療に役立つり、過剰な診療処方を発見したりするには、全

国共通の情報共有が欠かせない。今国会に提出中の法案(マイナンバー法)では医療情報は適用範囲に入らなかつたが、象になる可能性がある。

の社会保障・税の共通番案では医療情報は適用将来は処方箋の情報も対象になる可能性がある。

救急治療や災害時の治療にも役立つ。薬局は紙で渡された情報を取り戻すなどの手間が省け、入力ミスも防ぐ